

平成 23 年 02 月

建築主・工事監理者・工事施工者様

日本 ERI 株式会社名古屋支店

## 各種工事関係報告書類の提出についてのお願い

### ● 提出書類について

中間・完了検査の申請に際して、建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第二号・第六号及び同第 4 条の 8 第 1 項第二号・第五号により、内装仕上げの部分を写した写真と各建設地の特定行政庁の規則や細則で指定する指定確認検査機関への提出を定める書類(規則に基づき指定されている書類)の提出が求められております。また、建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第三号及び同第 4 条の 8 第 1 項第三号により、法第 7 条の 5 の適用(検査の特例)を受けようとする場合にあっては、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時を写した写真の提出が求められておりますので、申請書類とあわせて提出いただきますようお願いいたします。

特定行政庁の規則や細則で、行政庁(建築主事)へ提出を求めているもので指定確認検査機関へ提出を求めない書類については、弊社への提出の必要はありません。

検査時に提出が必要な書類、各特定行政庁が規則や細則で指定する書類については、「中間検査、完了検査時に提示をいただくもの一覧」を参考にして下さい。

不明な点がございましたら、名古屋支店もしくは建設地を管轄する弊社支店までお問い合わせ下さい。

(注意) 提出の必要な書類が不足する場合は、検査を行うことができないことがあります。

### ● 検査について

中間・完了検査当日においては施工・監理状況把握のため、現地にて関係書類の確認をさせていただきます。監理状況の確認については、原則として弊社が用意する「中間・完了検査チェックシート(構造関係)」「建築設備監理報告書(設備関係)」の内容に沿って行います。

工事監理者の方には、施工・監理状況が把握できる各種試験結果、写真、検査記録等の整理と検査時の説明をお願いしております。(書類等のまとめ方は監理者の様式で結構です)

なお、「中間・完了検査チェックシート」および「建築設備監理報告書」を予めご提出いただいた場合、上記関係書類の内容確認、検査時間、検査後の対応などの効率化が図られ、検査済証等の交付がスムーズになりますので、是非ご活用をお勧めします。

不明な点がございましたら、名古屋支店もしくは建設地を管轄する弊社支店までお問い合わせ下さい。

問合せ先

日本 ERI(株)名古屋支店 確認部

TEL:052-589-8771 FAX:052-589-8773